

山梨県公報

第二千六十二号

平成二十二年

八月二日

月 曜 日

目次

告示

道路の区域変更(二件)……………四六七

道路の供用開始……………四六七

公告

採石業務管理者試験の実施……………四六八

告示

山梨県告示第二千五十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十二年八月二十三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 長坂高根線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
北杜市長坂町長坂上条字長大地二五七六番の三地先から北杜市高根町箕輪新町字西ノ窪一七七二番の二地先まで	旧	六・二丁 四七・〇	七四九五・〇

北杜市長坂町長坂上条字長大地二五八二番の二地先から北杜市高根町箕輪新町字西ノ窪一七七二番の二地先まで

新 六・二丁
四七・〇
七四一七・五

山梨県告示第二千五十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十二年八月二十三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 平林青柳線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	新	一四・〇〇 二六・〇	三七・〇
南巨摩郡富士川町大字春米字北山二六二番の二地先から南巨摩郡富士川町大字平林字八ッ面五一番の二地先まで	旧	一四・〇〇	三七・〇

山梨県告示第二千五十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十二年八月二十三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月二日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路 線 名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日
			延 長 (メートル)	期日

県道	富士河口湖	笛吹市芦川町上芦川字品沢一八	一五二・二	平成二十二
	芦川線	一〇番の一地先から		年八月十七
		笛吹市芦川町上芦川字品沢一八		日
		一一番の四地先まで		

公 告

● 採石業務管理者試験の実施

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により、採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成二十二年八月二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 試験日時

平成二十二年十月八日（金）午前十時から正午まで

二 試験場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁北別館六〇一会議室

三 受験資格

年齢、性別、学歴、居住地及び国籍を問わない。

四 試験科目

次に掲げる科目について筆記試験を行う。

- 1 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
- 2 岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項

五 受験手続

1 提出書類

(一) 受験願書

(二) 写真（受験願書提出前六月以内に撮影した、無帽、正面、上半身像のもので、縦四センチメートル、横三センチメートル、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの） 一枚

2 受験手数料

八千円（受験願書に八千円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印はしないこと。）

六 受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。

六 受験願書受付期間
平成二十二年九月十七日（金）から同年十月一日（金）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から午後五時まで。ただし、郵送の場合は、同日までの消印のあるものは有効とする。

七 受験願書の提出先

受験願書は山梨県森林環境部森林整備課（甲府市丸の内一丁目六番一号）に提出すること。

八 合格者の発表

山梨県庁東側のスクランブル交差点掲示板に合格者の受験番号を発表するとともに、合格者には合格証を交付する。

九 その他

1 試験当日持参するもの

(一) 受験票

(二) 筆記用具

2 疑問の点については、山梨県森林環境部森林整備課（電話〇五五 二二三 一六四五）に問い合わせること。